

## 高浜町成人の門出応援給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、18歳の成人を迎えた者の新たな門出を祝福するとともに、郷土への愛着を内包し、成人としての自覚を促すため、社会で活躍することを応援する「高浜町成人の門出応援給付金」（以下「給付金」という。）の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 給付金の対象となる者（以下、「新成人」という。）は、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 毎年度11月1日以降、引き続き高浜町に3ヶ月以上、本町に住民票を有している者

(2) 4月1日までに満18歳に達する者

2 ただし、新成人が進学等を理由に一時的に町外に住民票を置いている場合で、保護者、その他町長が認める者が第1項第1号の規定に該当する場合は、支給対象とする。

### (給付金の支給額)

第3条 給付金の支給額は、次のとおりとする。

(1) 新成人1人につき10万円

(2) ひとり親家庭の新成人1人につき12万円

2 ひとり親家庭とは、高浜町ひとり親家庭医療費受給世帯または児童扶養手当受給世帯をいう。

### (支給の申請及び決定)

第4条 給付金の支給を受けようとするときは、高浜町成人の門出応援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、高浜町成人の門出応援給付金支給・不支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

### (支給の方法)

第5条 給付金は、申請時において受給者があらかじめ指定した本人名義の口座への振込によって支給するものとする。

### (給付金の返還等)

第6条 町長は、給付対象者が次のいずれかに該当する場合は、給付金の給付決定を取り消し、既に支給した給付金の全部もしくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、給付金の支給決定を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が給付金の支給を不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の取り消しを決定したときは、高浜町成人の門出応援給付金支給決定取消通知書（様式第3号）により、当該給付申請者に通知するものとする。  
なお、返還が生じた場合は、別途定めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日より施行する。